

第6章 環境を守り育てるための共通的・基盤的な施策の推進

第1節 環境と調和のとれた土地利用の推進

1. 現況と課題

24年10月現在の本県の土地利用の現況は、森林が30.7%、農用地24.8%、宅地15.9%となっており、全国と比較すると、農用地の割合が2倍、宅地の割合が3倍と高い反面、森林の割合は2分の1以下と少なくなっています。

宅地等の都市的土地利用の多くは、高度経済成長期以降の沿岸の埋立てや、森林、農用地等の自然的土地利用からの転換によるものですが、本県の土地利用は、首都圏の他の都県と比較すると自然的土地利用の割合が大きくなっており、多種多様な動植物を育む自然環境や美しい景観も多く残されています。

高度成長期やバブル景気時に比べると、近年は、森林・農用地から宅地等への土地利用の転換は減少してきており、人口増加から人口減少への時代転換を踏まえると、今後もこの傾向は続いていくと思われれます。

しかしながら、経済のグローバル化、産業構造の変化や高齢化の進展といった経済社会状況の変化に伴い、耕作放棄地の拡大や荒廃した森林の増加、中心市街地の空洞化等、有効な利活用がされていない土地が増加しています。

また、開発等により生じた自然環境の減少・劣化、産業廃棄物の不法投棄、建設発生土の不適正な埋立て、山砂採取跡地における自然環境・景観の悪化等、環境保全上、解決しなければならない課題も数多く生じています。

県土は、限られた資源であり、本県の持つ豊かな環境や美しい景観を将来にわたって県民が享受できるようにしていかなければなりません。このためには、健全な自然の物質循環を維持するとともに、地球温暖化の要因となる二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、良好な景観の保全など多面的な機能を有する自然との共生を図るため、農用地・森林等の保全・再生に取り組み、集約型都市構造への転換を図るなど、地域

が個性や特色を活かしながら、発展を続けていくことのできる持続可能な県土の利用を進めていくことが必要です。

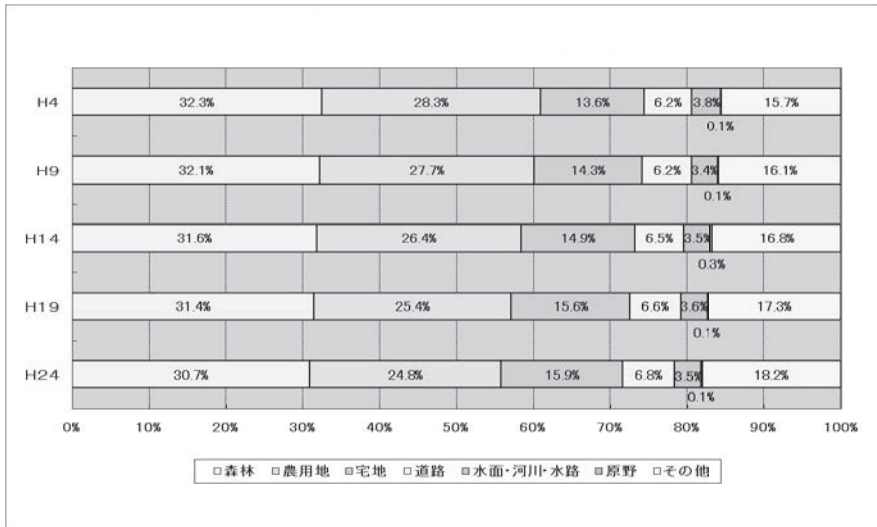
2. 県の施策展開

千葉県では、県における総合的・計画的な土地利用を確保するため、国土利用計画法に基づき、20年7月に「千葉県国土利用計画(第4次)」を策定し、また、26年11月には計画の変更を行い、庁内横断的に取り組んでいるところです。

この計画のひとつの特色として、県土の約6割を占め、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、良好な景観づくりなどに大きな役割を果たす森林・里山・農地を保全し、有効利用を進めるとともに、都市の緑の保全・創出に重点を置いたことが挙げられます。

なお、農用地、森林等の保全など、具体的取組については、第2章、第3章を参照願います。

図表6-1-1 土地利用現況と推移



<参考>
 全国 (H22年)
 森林・原野 67.1%
 農用地 12.4%
 宅地 5.0%
 道路 3.6%
 水面・河川
 ・水路 3.5%
 その他 8.4%

出典：土地利用現況把握調査（県政策企画課）

第2節 環境影響評価制度の充実

1. 現況と課題

*環境影響評価（環境アセスメント）制度は、開発事業の内容を決めるに当たって、その事業が環境にどのように影響を及ぼすかについて、あらかじめ事業者自らが調査・予測・評価するとともに、環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見も聴きながら、環境保全の観点からよりよい事業計画を作り上げていこうという制度です。

本制度では、道路建設、河川工事、発電所設置、工業団地や宅地の造成など、対象となる事業の種類・規模が定められています。

県では、昭和55年12月に「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」により環境影響評価に関する手続を定め、大規模な開発を行う事業者に対し、環境影響評価の実施を指導してきました。

その後、9年6月に「環境影響評価法」が公布され、法に基づく統一的な制度が確立されたことを踏まえ、県においても指導要綱を見直して「千葉県環境影響評価条例」を10年6月に公布し、法の施行に合わせ11年6月に施行しました。

さらに、法の完全施行から10年を経て浮かび上がってきた新たな課題への対応や環境影響評価制度の果たすべき役割の変化などを踏まえて、23年4月に法の一部が改正されました。

また、近年は、老朽化した火力発電所設備の最新型高効率設備への更新や風力発電所の設置に伴う環境影響評価手続の迅速化のため、審査期間の短縮に努めることなども求められています。

県では、環境影響評価制度等の的確な運用に努めているところですが、事業特性や地域の実情などを踏まえながら、より効率的・効果的に対応していくことが重要となっています。

(1)環境影響評価法の概要

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を対象として環境影響評価手続を定めています。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は以下のとおりです。

ア 計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）の手続

事業者は、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のために適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をとりまとめた配慮書を作成し、公表します。（第二種事業は事業者が任意で実施できます。）

知事は、事業者に対して意見を述べます。

イ 第二種事業についての判定（*スクリーニング）

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」に準じる規模の「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を許認可等権者から受けます。

ウ 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の手続（*スコーピング）

事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法を記載した方法書を作成し、公表します。方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べます。

エ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を作成・公表し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べます。

オ 環境影響評価書(以下「評価書」という。)の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書について、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で公表します。

(2)千葉県環境影響評価条例の概要

千葉県環境影響評価条例は、法の対象とならない種類・規模の事業を対象事業としており、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続を定めています。

また、法の対象となる事業について、法に基づき環境影響評価手続が実施される場合における本県独自の付加手続を定めています。

条例に基づき実施される手続の流れは、法の手続とほぼ同様ですが、事業計画概要書に関する手続が行われる点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが許認可等権者ではなく知事である点などが法の手続と異なっています。

また、条例により法の手続に付加される手続として、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、準備書への意見に対する事業者見解を記載した書面(見解書)の縦覧、環境影響評価委員会への諮問、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの規定が設けられています。

2. 県の施策展開

(1)環境影響評価制度の的確な運用

開発事業による環境への影響の回避・低減を図るため、環境影響評価法及び千葉県環境影響評価条例に基づき、的確な調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう運用しています。

(2)環境影響評価の実施状況

27年度に環境影響評価手続が行われた事業は以下のとおりです。(図表6-2-1)

これらの事業に対する知事意見はホームページに掲載しています。

図表 6-2-1 環境影響評価手続実施事業の種類・規模等

事業名	対象法/条例	種類
		規模
(仮称)千葉袖ヶ浦火力発電所1,2号機建設計画	法	火力発電所の設置
		出力 200 万 kW
市原火力発電所建設計画	法	火力発電所の設置
		出力約 100 万 kW
君津環境整備センター第Ⅲ期増設事業	条例	廃棄物最終処分場の規模変更
		増加する埋立処分面積 8.5ha
安房郡市広域市町村圏事務組合広域ごみ処理施設整備事業	条例	廃棄物焼却等施設の新設
		処理能力 168t/日
(仮称)東総地区広域ごみ処理施設建設事業	条例	廃棄物焼却等施設の新設
		処理能力 213t/日

3. 環境基本計画の進捗状況の点検・評価等

(1) 27年度の主な取組、分析及び今後の対応方針

【27年度の主な取組】

① 環境影響評価制度の的確な運用

- ・27年度に環境影響評価の対象となった案件は、法対象事業である「火力発電所の設置」2件（配慮書及び方法書）、条例対象事業である「廃棄物最終処分場の規模の変更」1件（準備書）及び「廃棄物焼却等施設の設置」2件（方法書）の合計5件でした。これらの5案件については、学識経験者で構成される千葉県環境影響評価委員会の答申を基に知事意見を述べました。
- ・事業者は環境影響評価書に記載した監視計画に基づき、事後調査を実施し、その結果を知事に報告することが義務づけられています。27年度は、事後調査報告書の提出はありませんでした。

② 環境影響評価に係る審査の迅速化

- ・27年度は火力発電設備の更新、風力発電所の設置に係る案件はありませんでした。

【分析（目標達成阻害要因、状況の変化、課題等）】

- ・今後も、電力自由化に伴う火力発電所の設置事業や、施設の老朽化による廃棄物焼却等施設の建替え事業が多く計画されており、環境影響評価手続の対象案件の増加が見込まれます。

【分析結果を踏まえた今後の対応方針】

- ・引き続き、事業者に対し、的確な調査・予測・評価の実施、環境保全措置の検討、工事着手後の調査などが確実に行われるよう指導し、環境影響評価制度の的確な運用に努めます。
- ・環境影響評価手続の迅速化が求められる案件については、制度の適切な運用を行いつつ、環境省ガイドラインや全国の事例等を参考に、審査期間の短縮に努めます。

第3節 環境情報の提供と調査研究体制の充実

1. 現況と課題

(1) 環境情報の提供

県民や事業者などの環境問題への理解を深め、環境に配慮した自主的行動を促進していくためには、多様な情報が整理され、分かりやすく提供されることが重要です。

また、環境問題への関心が高まる中で、県民や事業者等から、廃棄物やエネルギー、化学物質など様々な環境情報の提供を求められるようになっており、正確な情報が迅速に提供されなければなりません。

県では、県のホームページや広報紙等への掲載を始め、環境白書の発行やパンフレット等の作成・配布などにより、様々な環境情報の提供を行っています。

しかしながら、環境については、対象となる分野が広く、多くの行政機関により施策・事業、多様な主体による取組が行われているため、情報が点在して分かりづらい状況があります。

このため、環境に関する情報を体系的に収集・整備し、正確な情報を迅速に、また対象者に応じて具体的に分かりやすく提供していくことが必要です。

(2) 調査研究体制

環境をめぐる様々な課題に適切に対応していくためには、環境の現況を的確に把握する監視・観測、環境汚染の現象とメカニズムの解明、科学的な知見に基づく将来予測、調査技術の開発等、幅広い分野における調査研究が重要です。

千葉県では「環境研究センター」を中心に、時代の要請に応えながら、大気汚染の実態把握とメカニズムの解明、航空機騒音常時監視システム開発への参画、環境放射能の監視、水質汚濁メカニズムの解明、地層の液状化―流動化と地質との関係解明、地質汚染機構解明の調査手法の確立、廃棄物の適正処理技術、ダイオキシン類などの化学物質の環境影響、環境学習の推進に関する調査研

究などに取り組んできました。

また、博物館等による調査研究や情報の蓄積は、県の自然環境の理解や野生動物の保護などに大きく役立てられています。

今後は、地球温暖化や生物多様性に関する新たな課題に取り組むとともに、近年の複雑多様化した環境問題に適切に対応するために、大学を始めとした外部研究機関や県の他の試験研究機関との連携強化など、調査研究体制の整備・充実が求められています。

また、環境問題に対する県民や事業者等の主体的な取組を支援するため、専門性を有する研究機関の力を活用して、環境講座の開催や研修会等への講師派遣を行うなど、県民へ情報提供を積極的に行っていくことも重要です。

2. 県の施策展開

(1) 環境情報の提供

ア インターネットによる情報提供

県では大気環境や水質環境等の直近及び過去の環境測定結果、環境関連法の手引きや環境関連条例等、その他大気、自動車公害、航空機騒音、水質、廃棄物、自然保護・生物多様性、地球環境、環境学習、化学物質等の関係情報を県ホームページで提供しています。

○ 千葉県ホームページ：www.pref.chiba.lg.jp

⇒【環境・まちづくり】⇒【環境】

イ 環境白書

本県の環境の状況や環境保全に関する施策の実施状況を県民に公表するため、昭和46年以降毎年、千葉県環境白書を刊行しています。

白書については、学校・図書館等に配布するほか、県文書館で有償頒布を行っています。

また県ホームページでも提供しています。

ウ 文書館環境コーナー

県文書館に環境コーナーを設け、環境関係の資料、図書が閲覧できるようにしています。

また、一部資料については文書館で有償頒

布も行っています。

エ その他

適宜、事業や制度等について解説したパンフレットを作成し、配布しています。

(2) 行政課題に的確に対応する調査研究体制の構築

ア 環境研究センターにおける調査研究の推進 (ア) 環境研究センターの各研究室・課における調査研究の概要

環境研究センター各研究室等の概要と27年度の主な研究等の概要は次のとおりです。

27年度の詳しい研究成果は「千葉県環境研究センター年報」で報告しています。

a 大気騒音振動研究室

大気騒音振動研究室では、大気汚染、騒音、振動、悪臭、環境放射能に関する調査研究を行っています。

	① 大気汚染防止法」に基づくばい煙発生施設:6事業所(6施設) ② 「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づくダイオキシン類特定施設:2事業所 ③ 揮発性有機化合物:1事業所(1施設)
道路沿道地域におけるナノ粒子の実態把握に関する調査研究	健康影響の懸念される微小粒子については、ナノ粒子(粒子径が50nm以下の粒子)を対象に、野田地域の一般環境及び道路沿道において、夏季及び冬季の調査を行った。
環境放射能水準調査	原子力規制庁からの委託事業として環境放射能水準調査を実施した。
航空機騒音に係る研究及び音色の目安作成調査	全国環境研協議会騒音小委員会の共同調査として、羽田、成田、下総飛行場の航空機騒音を新旧環境基準の評価指標の関係について検討結果をとりまとめた。また、乗り物内や事務所等で騒音の周波数分析を実施し、周波数特性を整理した。

b 廃棄物・化学物質研究室

廃棄物・化学物質研究室では、廃棄物の適正処理技術に関する調査研究とダイオキシン類などの化学物質に関する調査研究を担当し、環境汚染及び発生源の実態、汚染機構、分析法の改善・開発等の調査研究を行っています。

図表 6-3-2 27年度研究概要

(廃棄物・化学物質研究室)

課題名	研究等の概要
廃棄物の適正処理技術に関する調査研究	産業廃棄物の発生・中間処理・最終処分の流れを整理・把握することを目的としたシステムを構築し、システム値と公表値との整合を確認した。また、観測井の水質に異常のある廃棄物処分場や不法投棄等不適正処理箇所との調査に同行し、技術的支援を行った。 さらに、不法投棄された廃棄物等について、アスベスト含有の有無等の分析検査を実施した。
ダイオキシン類大気環境等調査	環境基準の定められているダイオキシン類について大気環境中の濃度を県内6地点で夏季と冬季に調査した。
ダイオキシン類立入検査	ダイオキシン類対策特別措置法に定められた特定施設を有する工場・事業場に対する立入検査において、試料採取・分析を実施し、排出基準遵守状況を確認した。
その他の化学物質調査	国環研とのⅡ型共同研究として、高速液体クロマトグラフ/質量分析計による臭素系難燃剤、紫外線吸収剤等、化審法関連物質の分析法の開

図表 6-3-1 27年度研究概要(大気騒音振動研究室)

課題名	研究等の概要
微小粒子状物質(PM2.5)対策検討調査	3地点で四季ごとに2週間ずつのPM2.5成分分析を実施し、環境中の実態把握と発生源寄与率の推定を行った。
大気中の微小粒子状物質に関する調査研究	関東地域等の共同調査として、夏季の2週間を調査期間とし、そのうちの1週間を特にコア期間と定めてPM2.5試料の採取、成分分析、解析を行った。ガス状物質についても測定した。
PM2.5の汚染機構の解明	国立環境研究所等との共同研究として、高濃度汚染時観測グループで、高濃度予測情報に基づいた一斉採取を行った。採取は6時間単位で行い、採取試料の成分分析と高濃度の要因解析を行った。
大気化学に関する調査研究	連続測定装置により、58物質の測定を行った。更新した装置の安定性に課題があるため、データの継続性について検討した。これまでのデータと化学物質大気環境調査の結果を元にオゾン生成能の推移についてまとめた。
大気汚染防止法等に基づく立入検査	「大気汚染防止法」及び「ダイオキシン類対策特別措置法」等に基づき、工場・事業場等固定発生源から排出されるばいじん、有害物質及び揮発性有機化合物等並びに建築物の解体現場におけるアスベストの排出実態等について調査研究を実施した。